

日本DPO協会第3回個人情報保護セミナー 「改正電気通信事業法の概要と クッキーに関する規律」

2022年9月22日（木） 15:00～16:00

あいさつ「電気通信事業法とプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

個人情報保護セミナーについて

- 2020年・2021年改正個人情報保護法—2022年4月1日施行(地方関係は2023年4月1日)
- これまでは、①例会では主として改正個人情報保護法、②専門研究部会セミナーでは主として顧問の先生方の専門領域の問題を取り上げてきた。
- これからは、①と②を統合して個人情報保護セミナーとし、個人情報保護の問題を多面的に取り上げる予定である。
- 要望・意見等をお寄せください。

第3回個人情報保護セミナー

改正電気通信事業法の概要とクッキーに関する規律

- 講師：板倉 陽一郎 先生先生
- ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
- その他多数の肩書あり

電気通信事業法(1985年4月1日施行)

- 公衆電気通信法は、その第1条で「この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによって、公共の福祉を増進することを目的とする」と述べ、国内、国際において電電公社及び国際電信電話株式会社が独占的に事業を提供することを規定していた。
- 1980年代前半の通信自由化の要請が強まり、その根拠法として、電気通信事業法(1984(昭和59)年12月25日法律第86号)が、公衆電気通信法に代わり新たに制定された。1985年4月1日施行。
- 公衆電気通信法、第4条で「検閲の禁止」、第5条で「秘密の確保」規定

電気通信事業法の「検閲の禁止」・「秘密の保護」

- （検閲の禁止）
- 第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。
- （秘密の保護）
- 第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

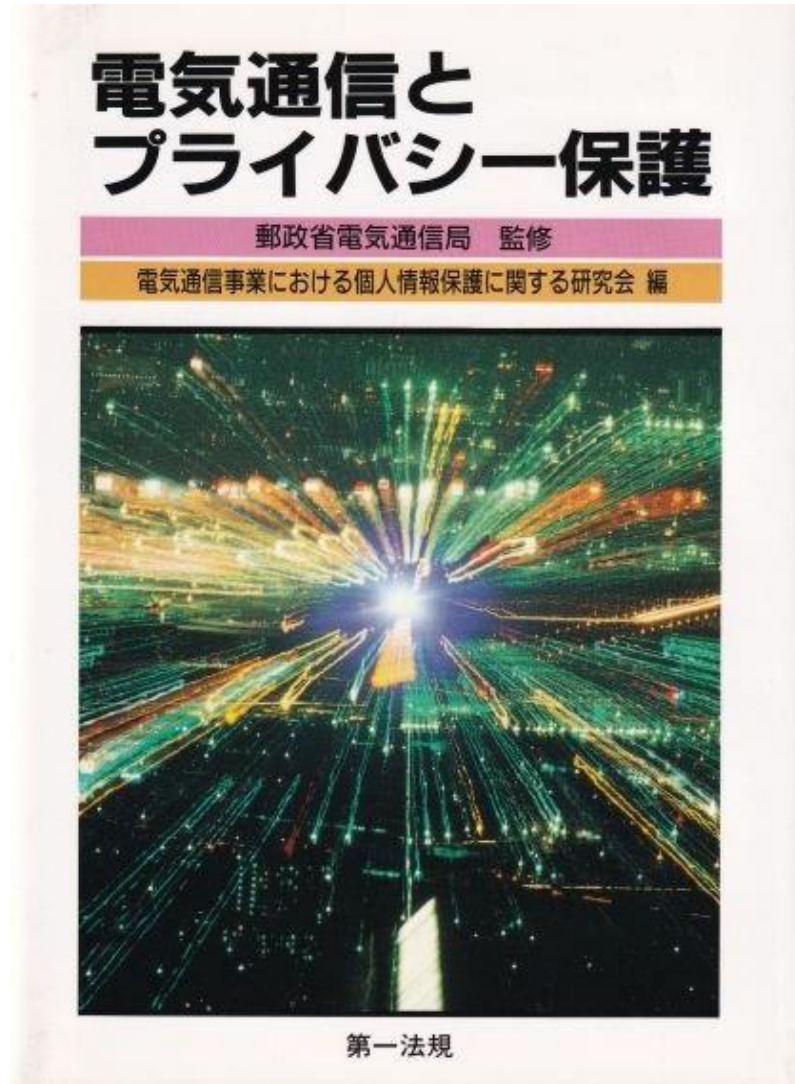
日本国憲法の「検閲の禁止」「通信の秘密の不可侵」

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法の罰則

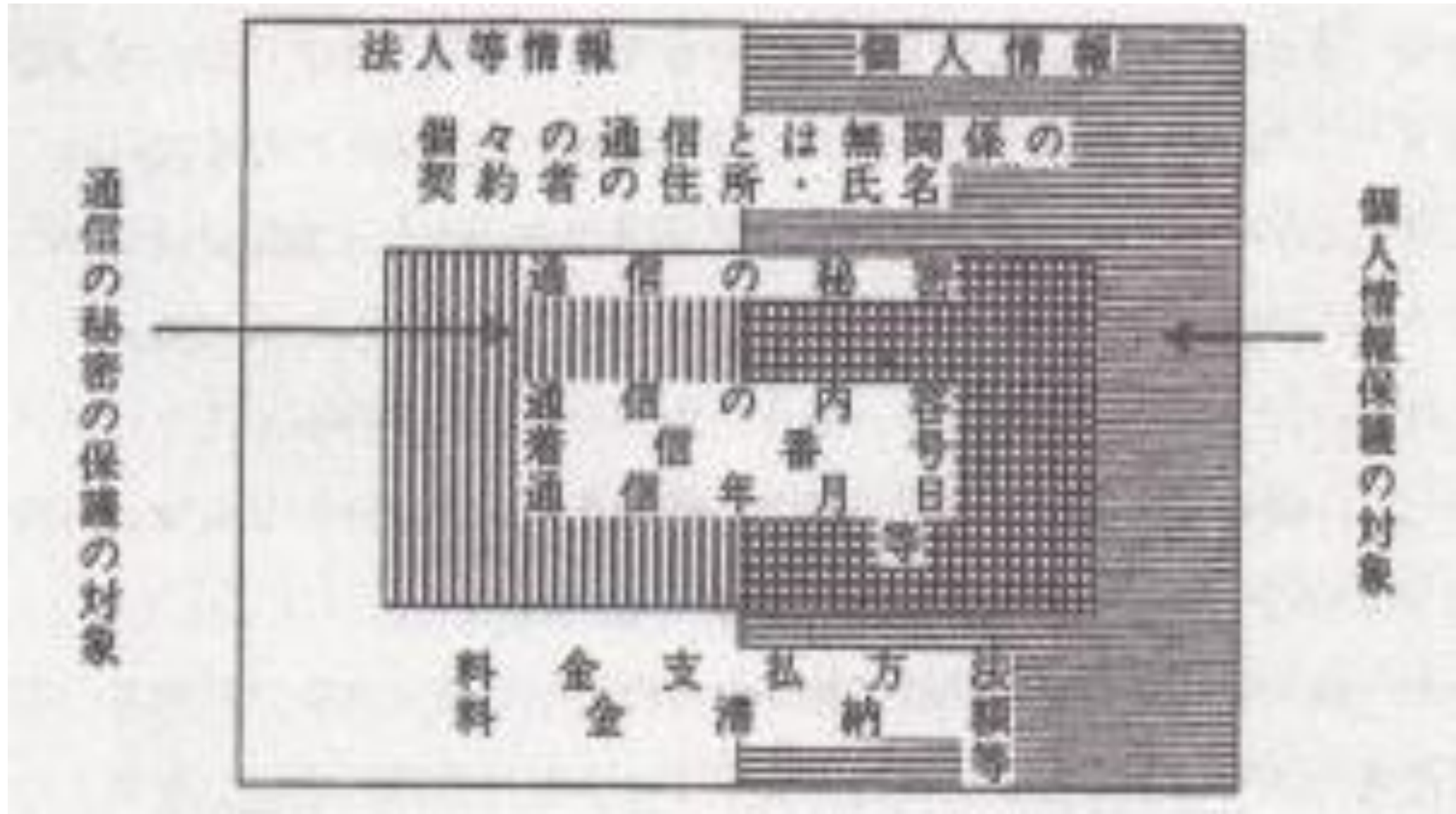
- 第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第三項に規定する通信並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六条の二第二項第一号の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号の通信履歴の電磁的記録を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 電気通信事業に従事する者（第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

郵政省「電気通信事業個人情報保護ガイドライン」 (1991年9月)



- 郵政省電気通信局「電気通信事業における個人情報保護に関する研究会」報告(1991年8月)
- 郵政省電気通信局長「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(1991年9月)
- 郵政省電気通信局監修・電気通信事業における個人情報保護に関する研究会編『電気通信とプライバシー保護』(第一法規、1991年)

「通信の秘密保護対象」と「個人情報保護対象」 (『電気通信とプライバシー保護』(1991年)の図解)



電気通信事業法の一部を改正する法律案(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。